

公益社団法人広島消費者協会役員の費用弁償支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、定款第27条第3項の規定により、公益社団法人広島消費者協会役員の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員が理事会等に出席したときは、必要な費用を弁償する。

(費用弁償をする場合)

第3条 費用弁償は、次に掲げる場合に行う。

- (1)役員が理事会に出席したとき
- (2)役員が協会が開催する会議に出席したとき
- (3)その他会長が必要と認めるとき

(費用弁償の額)

第4条 前条の費用弁償額は、交通費実費とする。ただし、これによりがたいと会長が認める場合においては、予算の範囲内で会長が別に定める額とする。

附 則

この基準は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。